明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

平成23年
3　月
目　録

発　行　所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第五五〇五号から第五五二六号まで
号外　第四〇号から第六八号まで
特第四号から特第二二号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡　例

1件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

一　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律　号外 特22　ページ 六七
二　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律　日 二二　号外 特16　ページ 二
三　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律　日 二二　号外 特16　ページ 二
四　内閣府設置法の一部を改正する法律　日 三一　号外 特21　ページ 五
五　地方交付税法等の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 六
六　踏切道改良促進法の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 六
七　関税定率法等の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 一五
八　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 一六
九　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 五八
一〇　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 五八
一一　平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律　日 三一　号外 特22　ページ 六七
一二　国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 六八
一三　国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 六九
一四　国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律　日 三一　号外 特22　ページ 七〇

政令

一六　日本中央競馬会の平成二十三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令　ページ 九
一七　浄化槽法施行令の一部を改正する政令　ページ 一一
一八　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　ページ 一三　特10
一九　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　ページ 一三　特11
二〇　登記手数料令等の一部を改正する政令　ページ 一六
二一　大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　ページ 一六
二二　水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令　ページ 一六
二三　災害対策基本法施行令の一部を改正する政令　ページ 一六　特15
二四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令　ページ 一八
二五　防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める職員等を定める政令　ページ 一八
二六　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令　ページ 二二　特16
二七　平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令　ページ 二四
二八　平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　ページ 二四
二九　放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　ページ 二四
三〇　放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令　ページ 二四
三一　薬事法施行令の一部を改正する政令　ページ 二四
三二　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令　ページ 二五　59
三三　証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令　ページ 二五　59
三四　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令　ページ 二五　59
三五　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令　ページ 二五　59
三六　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令　ページ 二五　59